

## 定期検査申請内容の変更について

関原発 第 144 号  
平成 24 年 7 月 26 日

経済産業大臣  
枝野 幸男 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社

取締役社長 八木 誠



平成23年6月21日付け関原発第138号をもって提出した大飯発電所第4号機定期検査申請書の記載事項を変更したので、電気事業法施行規則第93条第3項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

1. 定期検査申請書及びその変更の内容を説明する書類番号

大飯発電所第4号機

定期検査申請書番号

関原発第138号（平成23年6月21日）

以下、定期検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第321号（平成23年10月19日）

関原発第78号（平成24年6月16日）

2. 変更内容及び理由

2.1 定期検査申請書

(変更前)

検査希望年月日	自：平成23年 7月22日 至：平成24年 8月23日
---------	--------------------------------

(変更後)

検査希望年月日	自：平成23年 7月22日 至：平成24年 8月16日
---------	--------------------------------

大飯4号機の再起動に係る定期検査作業が順調に進捗しており、今後の定期事業者検査工程を前倒しすることとし、検査希望年月日を変更する。

2.2 添付書類一 定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画

詳細は別添のとおり

2.3 添付書類二 定期事業者検査に関する放射線管理

変更なし

添付書類一 定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画

1. 定期事業者検査の計画工程

(1) 定期事業者検査の工程

変更前	変更後	変更理由	ページ
<p>自 平成23年 7月22日            至 平成24年 8月23日            (総列日は平成24年 7月28日 (総列日から並列まで373日))</p>	<p>自 平成23年 7月22日            至 平成24年 8月16日            (総列日は平成24年 7月21日 (総列日から並列まで366日))</p>	<p>大飯4号機の再起動に係る定期検査作業が順調に進捗しており、今後の定期事業者検査工程を前倒しすることとし、記載内容を変更する。</p>	<p>1</p>